

漏水にご注意ください（周知）

1. 概 要

水道管の老朽化に伴い、自宅敷地内での漏水が多発しています。今年の夏も 100 トン以上の漏水が約 20 件ありました。冬は気温が氷点下 4℃以下になると水道管が凍結しやすくなります。凍結すると水が出なくなる場合や水道管などが破損する場合があります。昨年も給湯器付近からの漏水が多発しました。事前に水道管に保温材を巻くなどの凍結防止対策を行いましょう。

また、漏水は目に見える部分だけではなく、壁の中や地下などの目に見えない部分で発生することもあります。宅地や建物内の水道配管一式（メーター本体以外）は、土地や建物の所有者や使用者の持ち物です。漏水により、水道料金が高額になることもあります。（漏水箇所や修繕業者などの条件を満たして申請すると、減免が適用できる場合があります）

お知らせ票の裏面に漏水の確認方法を掲載していますので、定期的な確認をお願いします。

また、空き家や入院などで家を長期間不在にする場合は漏水に気がつくのが遅くなりますので、メーターボックス内での止水を推奨します。

近隣で漏水を発見した場合や漏水の疑いがある場合は、該当のお宅への声かけ等をお願いいたします。該当のお宅の方が不在の場合は上下水道課（0572-22-1203）へご連絡ください。

2. 漏水の確認方法

① 宅内の蛇口を全て完全に閉めてください。（トイレも水が流れていないか確認ください）



② 水道のメーターボックスを探してください。（主に敷地内の入口付近に設置されています）

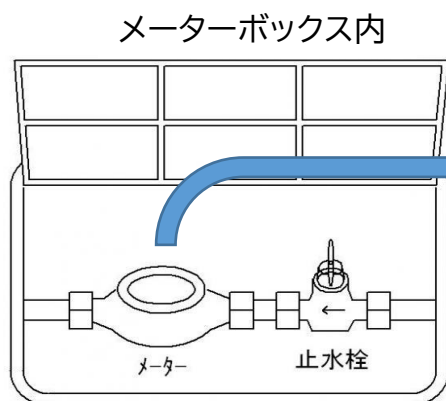


③ メーターボックスとメーターの蓋を開けて、パイロットを 1 分程度見てください。



④ パイロットが回転している場合は、水を使用している状態を意味しています。

全ての蛇口を閉めたのにパイロットが回転していたら、敷地内のどこかで漏水している恐れがあります。水の流れる量が多いとパイロットが勢いよく周り、少ないとゆっくり回ります。



※パイロットがゆっくり回っている場合など、漏水量が少ない場合は調査しても漏水箇所が見つからないことがあります。

3. 漏水を発見したら

お住まいの建物により、対応方法が異なります。

① 借家やアパート、公営住宅などの賃貸物件にお住まいの方

→管理会社、管理人さん、大家さんに相談しましょう。

② 持ち家や自己所有の物件の方

→ご自身で多治見市指定給水装置工事事業者(※市ホームページ・暮らしの便利帳に掲載)へ修繕の依頼を行ってください。(市役所でも市内の指定業者をご案内できます)

【修繕を依頼する場合の注意点】

- ・漏水の調査、修繕には実費がかかります。
- ・緊急時以外は、出来るだけ複数の業者から見積をとり、内容を十分検討し納得できる業者を選びましょう。見積が有料になることもありますので、事前に確認しましょう。
- ・緊急時は修理金額を確認し、納得できる業者を選びましょう。
- ・工事を依頼する前に、工事の内容・費用などについて十分説明を受けましょう。

※漏水の減免を申請する場合は、多治見市指定給水装置工事事業者で修繕工事を完了することが条件となります。

※減免の申請を希望する場合は修繕箇所が減免に該当する箇所かどうか、修繕した業者へお問い合わせください。申請に必要な書類を業者が作成するため、別途手数料がかかる場合があります。

4. こんな時は市役所へご連絡ください。

●多治見市指定給水装置工事事業者が分からないとき

→多治見市役所上下水道課窓口グループ(TEL:0572-22-1203)もしくは多治見市管工事協同組合(TEL:0572-22-0240)へお問い合わせください。

※夜間・休日でも多治見市役所代表(TEL:0572-22-1111)へ連絡していただければ、夜間・休日の(修繕等に係る)上下水道当番店をご紹介します。

●晴れているのに道路が濡れている、水が流れる音がするなど、道路上で漏水の可能性のある箇所を発見したとき

→多治見市役所工事課(TEL:0572-22-1213)へご連絡ください。

【問い合わせ先】

〒507-8703

多治見市日ノ出町 2-15 本庁舎2階

多治見市 水道部 上下水道課

窓口グループ

電話 0572-22-1203(直通)